

企業防衛のための

団体生産物賠償責任保険制度

- ・ 国内 P L 保険 < 国内生産物賠償責任保険 >
- ・ 海外 P L 保険 < 輸出品生産物賠償責任保険 >

ご加入のおすすめ

継続加入・新規加入申込みのご案内

1. 保険期間 平成19年7月1日から平成20年7月1日まで1年間
2. 申込期限 平成19年5月31日(木)

社団法人 日本産業機械工業会

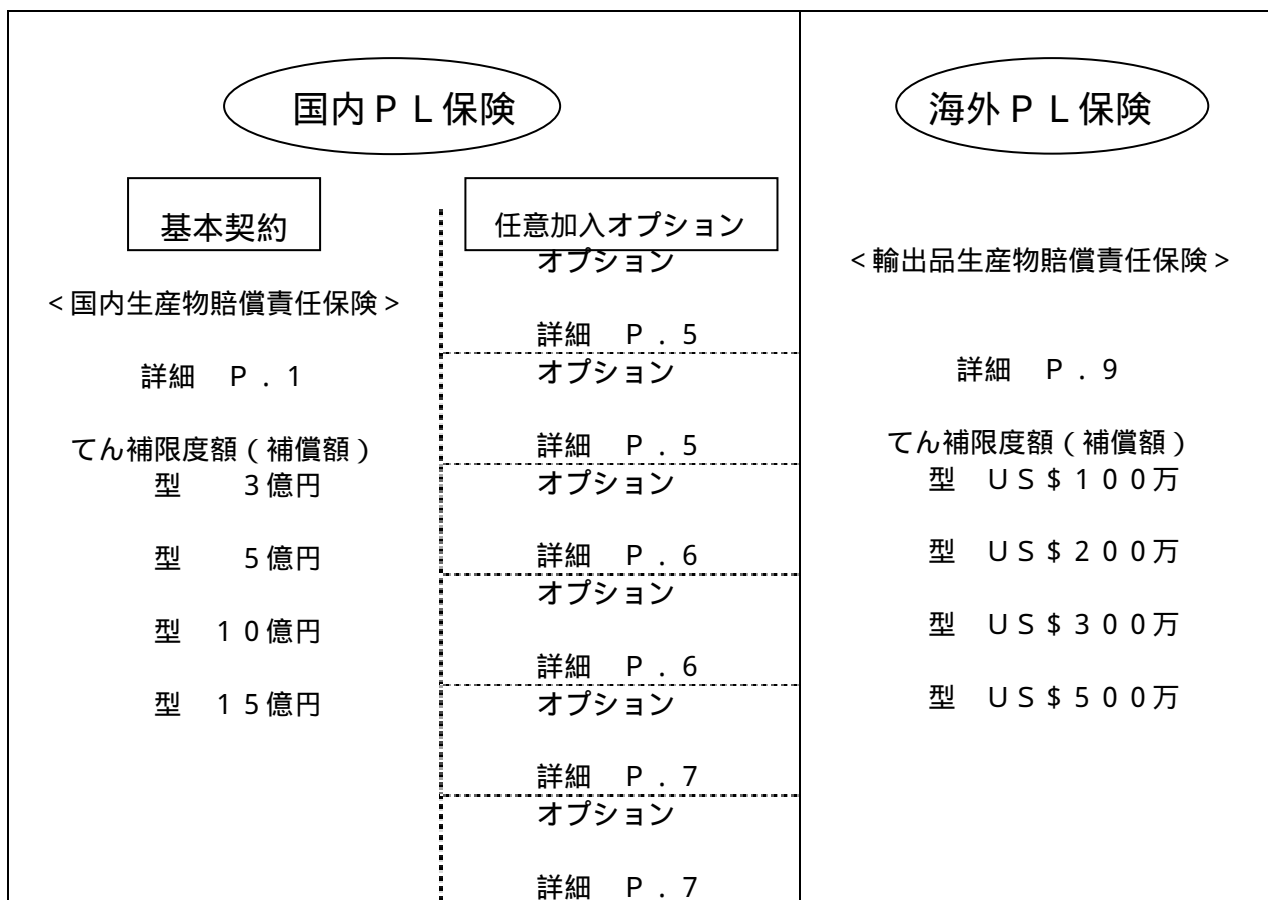
The Japan Society of Industrial Machinery Manufacturers

取扱代理店 ワールド保険代行株式会社

TEL 03-3273-6541 FAX 03-3273-6588

「団体包括賠償責任保険制度」の概略図

～企業の抱える賠償リスクに対応します～



(注)任意加入オプションは、基本契約の補償範囲を拡大するための特約です。基本契約とセットでの契約となります。

(注意点)

国内 P L 保険

過去 1 年間の事故の有無に基づいて、被保険者毎に当該年度の基本保険料に対して割増・割引を行います。(審査日 : 毎年 4 月 3 0 日)

詳しくは P . 8 をご参照下さい。

目次

1 . 国内 P L 保険 < 国内生産物賠償責任保険 >	P . 1
補償範囲拡大のための特約 (任意加入オプション)	
オプション	P . 5
オプション	P . 5
オプション	P . 6
オプション	P . 6
オプション	P . 7
オプション	P . 7
2 . 海外 P L 保険 < 輸出品生産物賠償責任保険 >	P . 9
国内 P L 保険 < 国内生産物賠償責任保険 > 加入申込票	P . 1 6 , 1 7
海外 P L 保険 < 輸出品生産物賠償責任保険 > 加入申込票	P . 1 9 , 2 0
参考資料 1 保険金の支払基準について	P . 2 1
参考資料 2 米国の出訴期限と法廷責任期間	P . 2 2
クレームを受けた際の対応について	P . 2 3
ご注意いただきたいこと	P . 2 5

1. 保 険 期 間 : 平成19年7月1日(日)から平成20年7月1日(火)まで1年間

2. 申 込 書 類 : 国内P L 保険<国内生産物賠償責任保険>加入申込票
海外P L 保険<輸出品生産物賠償責任保険>加入申込票

3. 申 込 期 限 : 平成19年5月31日(木)

4. 申 込 先 : 社団法人日本産業機械工業会 総務部 片岡
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8
TEL: 03(3434)6821 FAX: 03(3434)4767

5. お問い合わせ先 取扱代理店へお問い合わせください。
ワ - ルド保険代行株式会社
東京 〒103-0027 東京都中央区日本橋本町 1-4-12
日本橋センタービル6階
TEL: 03-3273-6541 FAX:03-3273-6588
大阪 TEL: 06-6201-3121 FAX:06-6222-1967
神戸 TEL: 078-391-8710 FAX:078-331-9239
岡山 TEL: 086-222-2130 FAX:086-222-2195

6. 引受保険会社および引受割合

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)	80%
企業営業第七部 第三課	
TEL: 03-3259-6694 FAX:03-3259-7137	
ニッセイ同和損害保険株式会社	10%
株式会社損害保険ジャパン	5%
日本興亜損害保険株式会社	5%

この保険は「共同保険に関する特約条項」に基づく共同保険契約です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金の支払いその他の業務もしくは事務を行います。引受保険会社およびその引受割合は上記のとおりです。

<ご参考>

本パンフレット及び見積依頼書、加入申込票の電子データは、(社)日本産業機械工業会ホームページ (<http://www.jsim.or.jp/>) よりダウンロードできます。

団体国内 P L 保険 < 国内生産物賠償責任保険 > 制度の概要

“国内 P L 保険” のあらし

国内 P L 保険 < 国内生産物賠償責任保険 > は、製造・販売した製品または行った作業の結果の欠陥により、日本国内の消費者・ユーザーなど他人に人的・物的被害を与えた場合の企業が被る損害賠償金の負担に備える保険です。財務的なバックアップとしてだけでなく、事故発生時のアドバイスや事故予防サービスもご利用いただける、会員企業の皆様の企業防衛に役立つ保険です。

1 . 保険契約者および被保険者

保険契約者 社団法人日本産業機械工業会

記名被保険者 社団法人日本産業機械工業会の会員会社であって加入申込票に記載されたもの

追加被保険者 以下は記名被保険者の出資比率 4 0 % 以上を必要とします

(1) 上記記名被保険者の日本国内の製造協力会社

(2) 上記記名被保険者の日本国内の販売会社

* 記名被保険者および追加被保険者を総じて「被保険者」といいます。

(1) の製造協力会社については、記名被保険者へ納入した保険対象製品のみが対象となります。

(2) の販売会社については記名被保険者の保険対象製品を販売することによって生じた損害のみを対象とします。加入申込票の所定欄への記入および割増保険料が必要となります。

2 . 保険の対象となる製品並びに作業

(1) 記名被保険者が製造、販売する国内向け産業機械およびその周辺・付属関連機器（以下「産業機械」という）とします（O E M 製品やレンタル品として貸し出している製品を含む）。ただし製造協力会社が製造し、記名被保険者を經由せずに販売された産業機械は対象となりません。

(2) 記名被保険者が輸入して国内向けに販売する産業機械も対象となります。

(3) 保険加入以前に製造・販売した産業機械についても対象となります。

(4) 被保険者が国内で行った保険対象製品の据付・修理・調整・メンテナンス等の作業の結果により、作業完了後に生じた他人に対する賠償責任も対象とします（完成作業危険）。

保険の対象となる産業機械は、社団法人日本産業機械工業会が管掌する以下の産業機械とします。

ボイラ、原動機、鋸山機械、化学機械（パルプ・製紙機械を含む）、環境装置、タンク、プラスチック加工機械、風水力機械、運搬機械、動力伝動装置、製鉄機械、業務用洗濯機、

*エンジニアリング

*エンジニアリングとは、受託業務の結果、機械・設備あるいはこれらを組み合わせたプラント等として引渡される有体物を指し、役務のみの場合は対象となりません。

(注) 別途、上記以外の製品がある場合は、工業会へお問い合わせ下さい。

3. 保険金をお支払いする場合

被保険者（記名被保険者・追加被保険者）が製造または販売した保険対象製品の欠陥に起因して、保険期間中に偶然な事故が発生し、購入者等他人に対して与えた身体障害や財物損壊、および記名被保険者が行った対象製品の設置・修理・メンテナンス作業の結果に起因して、作業完了後に偶然な事故が発生し、他人に対して与えた身体障害や財物損壊により生じた法律上の賠償責任を負う場合に被保険者が被る次の損害について保険金をお支払いします。

- (1) 法律上の損害賠償金...和解・示談も含まず
(身体障害であれば治療費・慰謝料・休業損害、財物損壊であれば修理費等)
- (2) 裁判費用・弁護士費用等の争訟費用（開発危険の抗弁に要した費用も含む）
- (3) (被害者の応急手当など) 緊急措置に要した費用
- (4) 損害の拡大防止・軽減に要した費用
- (5) 権利の保全・行使に要した費用
- (6) 引受保険会社による解決に協力するために要した費用
- (7) 事故現場の保存・取片付け・事故状況の調査等妥当な範囲の事故発生時の初期対応費用
- (8) 訴訟を提起された場合に、その対応のために要した必要文書の作成費用、従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費・臨時雇用費用等の費用

* 上記については、緊急措置に要した費用を除き、事前に引受保険会社より同意を得る必要があります。

* 上記(2)の費用については、てん補限度額の外枠払いとなります。

* 保険金が支払われた場合、保険金の求償権は引受保険会社が代位します。

「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることを指し、単なる製品の性能・効能が意図したものと違ったことで生じたような損害は補償の対象とはなりません。

4. 保険金をお支払いできない主な賠償責任または費用

- (1) 被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して製造、売買もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- (2) 他人との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された損害賠償責任
- (3) 被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任
- (4) 被保険者の所有、使用または管理する財物に与えた損害賠償責任
- (5) 戦争、暴動、労働争議などに起因する損害賠償責任
- (6) 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- (7) 排水または排気に起因する損害賠償責任
- (8) 原子力反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任
- (9) 保険対象製品の回収・検査・修理・交換に要した費用（いわゆるリコール費用。回収にあたった販売業者等から請求された損害賠償金も含まれます）
- (10) 保険対象製品または仕事の結果が所期の性能を発揮しないことによる損害賠償責任
- (11) 被保険者が放置・遺棄した機械・装置・資材に起因する損害賠償責任
- (12) 石綿（アスベスト）石綿製品、石綿繊維によって生じた損害賠償責任
- (13) 保険加入前に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故の損害賠償責任

- (1 4) 被保険者が正当な理由なく生産物の回収を怠った場合に、その後生じた同一原因の事故に起因する損害賠償責任
 - (1 5) 身体障害を被った被害者の属する企業等の損害賠償責任
 - (1 6) 対象生産物または仕事の結果が不良品を製造したことによる損害賠償責任
 - (1 7) 名誉毀損、人格権侵害等に起因する損害賠償責任
 - (1 8) 被保険者の役員・従業員が直接損害賠償訴訟を提起された損害賠償責任
 - (1 9) 財物損壊を伴わない使用不能損害(注)
 - (2 0) 当該生産物または仕事の目的物の自体の損壊(生産物または仕事の目的物の一部の欠陥による当該生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含む)に対する損害賠償責任(注)
 - (2 1) 産業機械が装置・部品として組込まれる財物自体(母機)の損害に対する賠償責任など(注)
- (注)(1 9)(2 0)(2 1)については「オプション 」、「オプション 」、「オプション 」、に加入することにより一定限度額までカバーされます。詳細はP. 5 ~を参照ください。

5 . 保険金の支払い基準 (P . 2 1 参照)

事故発生ベース (Occurrence basis) とします。

保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害または財物損壊を対象とし、その事故の原因となった製品の製造または販売時期を問いません。従って、事故の原因となった製品が保険加入以前に製造または販売された場合であっても、事故が保険期間内に発生すれば対象となります。

6 . 保険期間

平成 1 9 年 7 月 1 日午後 4 時から平成 2 0 年 7 月 1 日午後 4 時までの 1 年間

7 . 保険適用地域

日本国内(日本国内で事故が発生し日本の法律に基づき日本国内で損害賠償請求が起こされた場合が対象となります。)

8 . てん補限度額および最低保険料

身体障害事故・財物損壊事故共通のてん補限度額 (Combined Single Limit = C . S . L) とします。加入タイプは下記のとおりです。

追加被保険者がある場合、てん補限度額は被保険者それぞれに適用されるのではなく全ての被保険者との共有となります。

売上高に基づいて算出された保険料が下記最低保険料を下回る場合は、最低保険料が年間保険料として適用されます。

タイプ	てん補限度額		最低保険料
I 型	1 事故/保険期間中通算	3 億円	5 0 , 0 0 0 円
型	1 事故/保険期間中通算	5 億円	6 0 , 0 0 0 円
型	1 事故/保険期間中通算	1 0 億円	7 0 , 0 0 0 円
型	1 事故/保険期間中通算	1 5 億円	8 0 , 0 0 0 円

1 5 億円超のてん補限度額をご希望の場合は別途ご相談下さい。

発生場所および発生時間のいかなを問わず、1つの原因から発生する一連の身体障害または財物損壊を1事故とします。

保険の対象となる製品および作業が複数のグループに属する場合には、共通で一つのでん補限度額を設定していただきます。

初期対応費用等のでん補限度額（P. 2の3（4））は下記の通りです。

1名および1事故につき	100万円
保険期間中通算	1,000万円

9. 保険金支払い時における免責金額

なし

10. 保険料算出の基礎

把握可能な最近の会計年度における過去1年間の保険対象製品の国内売上実績額（設置、修理、メンテナンス等の作業に関わる売上実績がある場合はそれを含みます）を下記A・B・Cグループごとにご申告ください。基礎となる実績額が過少申告された場合は、保険の有効性を損ねる場合があります。

Aグループ

ボイラ・原動機・環境装置・風水力機械・動力伝動装置

Bグループ

鉱山機械・プラスチック加工機械・運搬機械・製鉄機械・業務用洗濯機

Cグループ

化学機械（パルプ・製紙機械を含む）・タンク・エンジニアリング

特定の製品のみを対象にすることや、一部の製品を除外することは出来ません。

保険料の額に関わらず、保険期間終了後の確定精算は行いません。

11. 基本保険料の目安

グループ別の国内向け売上実績額に規定の保険料率を乗じて算出します。

基本保険料例

Aグループのみの場合

てん補限度額：3億円（型）
売上実績額：10億円
年間保険料：125,500円

Bグループのみの場合

てん補限度額：5億円（型）
売上実績額：30億円
年間保険料：144,500円

Cグループのみの場合

てん補限度額：10億円（型）
売上実績額：60億円
年間保険料：167,000円

複数グループの場合

てん補限度額：5億円（型）
売上実績額：10億円

〔	Aグループ	5億円
	Bグループ	2億円
	Cグループ	3億円

 〕
年間保険料：130,800円

保険料の見積りについては、P. 15の「国内PL保険＜国内生産物賠償責任保険＞ 見積

依頼書」をワールド保険代行(株)宛 FAXにてお送りください。見積依頼書に添って見積書を作成します。

1 2 . 追加被保険者

記名被保険者の出資比率が40%以上の国内の製造協力会社

(記名被保険者に納入した保険対象製品によって生じた損害賠償を対象とします)

割増保険料(基本保険料の10%)が必要となります。

記名被保険者の出資比率が40%以上の国内の販売会社

(記名被保険者が製造した保険対象製品を販売することで生じた損害賠償を対象とします)

割増保険料(基本保険料の5%)が必要となります。

1 3 . 補償範囲拡大のための特約(任意加入オプション)

補償範囲拡大のための特約(任意加入オプション)は、基本契約の補償範囲を拡大するための特約です。

『オプション : 引渡前の事故担保(引渡前の事故担保特約条項)』

内容

保険対象製品が被保険者の占有を離れていない状況で、保険期間中に産業機械の欠陥に起因する事故により他人への身体障害事故・財物損壊事故が生じた場合、記名被保険者が負担する法律上の賠償責任によって被る損害を補償します。

対象事故例

自社工場の見学会で、機械の説明のために稼働させていた産業機械が欠陥によって事故を起こし、社外の見学者を負傷させた。

見本市に出展中の産業機械が展示稼働中に誤作動を起こし、一般見学者を負傷させた上に他社の展示ブースまでも損壊させた。

(注)単なるオペレーターの作業ミスによる事故で、製品の欠陥と関係のない事故は補償されません。

てん補限度額

基本契約のてん補限度額と共有します。

特約保険料

基本契約の加入タイプに関係なく、一律基本保険料の10%とします。

『オプション : 財物の損壊を伴わない使用不能損害担保(使用不能損害拡張担保特約条項)』

内容

引渡した製品の欠陥により製品自体は物理的な損壊をしたものの、他人の財物に損壊を与えずに使用不能による損害が発生した場合について補償します。

対象事故例

引渡した産業機械が欠陥により破損したが、周囲の財物には損壊を及ぼさなかった。しかしながら、その結果生産ラインが停止したため復旧するまでの間の営業収益の減少分について損害賠償請求を受けた(周囲の財物を損壊させたことで生じた営業収益の減少分については基本契約による補償の対象となります)。

てん補限度額

保険期間中500万円限度で、基本契約のてん補限度額の内枠払い。
 特約保険料（基本保険料に以下の割増率を乗じます）

加入タイプ （てん補限度額）	型 （3億円）	型 （5億円）	型 （10億円）	型 （15億円）
基本保険料に 対する割増率	50%	45%	40%	35%

『オプション：産業機械自体の損害担保（生産物自体の担保に関する特約条項）』

内容

納入した産業機械の欠陥により拡大損害（他人への身体障害・財物損壊）が発生した場合、産業機械自体の損害についても補償します。損壊が製品のみにとどまり、周囲への拡大損害が発生していない場合には補償の対象とはなりません。

対象事故例

産業機械の納入者が責を負う欠陥により火災事故が発生した。ユーザーの工場建物を一部焼失し、産業機械自体も焼失した。ユーザーから納入者の責任として工場建物の修理費用の請求と共に、焼失した産業機械の修理および代替機をメーカー負担で行うよう求められた。

てん補限度額

保険期間中500万円限度で、基本契約のてん補限度額の内枠払い。

特約保険料（基本保険料に以下の割増率を乗じます）

加入タイプ （てん補限度額）	型 （3億円）	型 （5億円）	型 （10億円）	型 （15億円）
基本保険料に 対する割増率	50%	45%	40%	35%

『オプション：産業機械自体の範囲拡大担保（不良完成品損害担保特約条項）』

内容

製造・販売した産業機械が母機の一部として構成し組込まれる装置・部品等である場合、その装置部品の欠陥により母機全体に与えた際に、母機の損害を補償します。

対象事故例

納入した産業機械が、納入者が責を負う装置・部品の欠陥により火災事故が発生し、産業機械全体を焼失してしまった。そのため同等機種交換の損害賠償請求を受けた。

てん補限度額

基本契約のてん補限度額と共有します。

特約保険料（基本保険料に以下の割増率を乗じます）

加入タイプ （てん補限度額）	型 （3億円）	型 （5億円）	型 （10億円）	型 （15億円）
基本保険料に 対する割増率	50%	45%	40%	35%

『オプション : 被害者治療費用等担保 (被害者治療費用等担保特約条項)』

内容

身体障害事故が発生した場合、その原因が解明される以前の段階で企業側としてとりあえず被害者の入院費用等を立て替えざるを得ないケースがあります。

基本契約では、最終的に法律上の賠償責任がなければお支払いの対象とならないため、法律上の賠償責任の有無とは関係なく、被保険者が負担した被害者の治療費用、見舞品の購入費用等の損害につき保険金をお支払いするものです。

対象事故例

産業機械を使用中にユーザーの従業員が負傷した。その時点では負傷した原因が産業機械の欠陥によるものとは特定できていなかったが、被害者に対して入院費にあててもらうため見舞金を支払うことにした。

てん補限度額

死亡・後遺障害	1事故あたり	1名につき	50万円
入院治療費用	1事故あたり	1名につき	10万円
保険期間中通算で1,000万円を限度とします			

特約保険料

基本契約の加入タイプに関係なく、一律基本保険料の20%とします。

『オプション : 産業機械の納入・据付・修理・メンテナンス中の事故担保

(請負業者賠償責任保険)』

内容

産業機械の納入先での据付工事中や、納入後の修理・メンテナンス作業の最中に、他人の身体障害や財物損壊を与えたことにより、被害者から請求される治療費や修理費等の損害賠償請求に対して賠償金としてお支払いするものです。

対象事故例

- ・産業機械納入時に、フォークリフトの操作ミスにより工場の壁を傷つけてしまった。
- ・産業機械据付中にアンカーボルトの取付不良により機械が倒れてユーザー従業員が下敷きになり、ケガを負った。

てん補限度額

基本契約のてん補限度額と共有します。

特約保険料

加入希望者個々にご案内します。加入申込票もしくは見積依頼書に産業機械の売上高に占める請負工事金額(作業費部分)の割合をご記入下さい。

14. 保険料の支払方法

一括払いとします。事前に保険料支払いのご案内を送付させていただきますので、期日までにお支払いください。団体保険のため1社でもお支払いが遅れますと、他の会員会社に迷惑をかけることとなりますのでご注意ください。

15. 事故の有無による保険料の割増・割引

継続契約については、過去1年間の事故の有無に基づいて、加入者毎に当該年度の基本保険料に対して次の通り割増・割引を行います（審査日：4月30日）

*事故の事実認定は、保険会社から損害賠償金もしくは諸費用等何らかの支払がなされた時を基準とします。

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
割増・割引率	+50%	+40%	+30%	+20%	+10%	±0%	-5%

・新規加入および中途加入の場合、6等級から開始します。

・過去1年間で事故なしの場合、当年は7等級とします（7等級上限）。

・過去1年間で事故ありの場合、当年は4等級とします（1等級下限）。

（前年の等級を基準に、事故ありの場合は2等級ずつ下がり、事故なしの場合は1等級ずつ上がります）。

当該年度の基本保険料に割増・割引等級を加味した保険料と、各加入タイプに該当する最低保険料との比較でいずれか高い方の保険料が当該年度の適用保険料となります。

16. 主な適用約款および特約条項

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ・賠償責任保険普通保険約款 | ・賠償責任保険追加特約条項 |
| ・生産物特別約款 | ・生産物追加特約条項 |
| ・初期対応費用担保特約条項 | ・交叉責任担保特約条項 |
| ・訴訟対応費用担保特約条項 | ・共通てん補限度額特約条項 |
| ・追加被保険者特約条項（販売業者用） | ・保険料確定特約条項 |
| ・共同保険に関する特約条項
（オプション） | （オプション） |
| ・引渡前の事故担保特約条項
（オプション） | ・不良完成品損害担保特約条項
（オプション） |
| ・使用不能損害拡張担保特約条項
（オプション） | ・被害者治療費用等担保特約条項
（オプション） |
| ・生産物自体の担保に関する特約条項 | ・請負業者特別約款 |
| | ・請負業者追加特約条項 |
| | ・管理財物の担保に関する特約条項A |
| | ・交叉責任担保特約条項C（請負用） |

17. その他の規定

中途加入の場合は、残余保険期間に対する月割保険料で加入することができます。保険期間の途中で加入申込票の内容に変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。

海外 P L 保険 < 輸出品生産物賠償責任保険 > 制度の概要

“ 海外 P L 保険 ” のあらまし

海外 P L 保険は直接または間接的に輸出した製品の欠陥または行った作業の結果の欠陥により、海外の消費者・ユーザーなど他人の身体障害・財物損壊を与えた場合の企業が被る損害賠償金の負担に備える、あるいは製品に起因して発生した他人の身体障害・財物損壊が製品の欠陥によるものではなく、被害者自身に責任があるにもかかわらず言いがかり的に損害賠償を請求された際のメーカーの責任を回避して、訴えを退けるための防衛手段として備える保険です。

財務的なバックアップとしてだけでなく、事故発生時および言いがかり的なクレーム発生時のアドバイスや事故防止サービスもご利用いただける、貴社の企業防衛に役立つ保険です。

1 . 保険契約者および被保険者

保険契約者	社団法人日本産業機械工業会
記名被保険者	社団法人日本産業機械工業会の会員会社
追加被保険者	以下は記名被保険者の出資比率 40 % 以上を必要とします。 (1) 上記記名被保険者の日本国内の製造協力会社 (2) 上記記名被保険者の日本国内の販売会社 以下は記名被保険者の出資比率を問いません。 (3) 記名被保険者の海外販売会社 (Vendor)

* 記名被保険者および追加被保険者を総じて「被保険者」といいます。

- (1) の製造協力会社については、記名被保険者へ納入した保険対象製品のみが対象となります。
- (2) の国内の販売会社については記名被保険者の保険対象製品を販売することによって生じた損害のみを対象とし、(3) の海外の販売会社については記名被保険者が認めた方法により形状を変えることなく販売人として行った通常の販売業務に限り対象となります。加入申込票の所定欄への記入および割増保険料が必要となります。

2 . 保険の対象となる製品並びに作業 (完成作業危険)

- (1) 記名被保険者が国内で製造 (海外からの調達品を含む) し、輸出する産業機械およびその関連機器 (以下「産業機械」という) とします。
ただし製造協力会社が製造し、記名被保険者を經由せずに輸出された産業機械は対象となりません。
- (2) 被保険者が直接輸出する産業機械 (直接輸出) および国内で他の機器・機械に装着されて輸出される産業機械 (間接輸出) で O E M 製品を含むものとします。
- (3) 国内向けに販売された産業機械をユーザーが使用後、海外に転売されて本保険の対象となる事故が発生した場合も対象となります (中古機械も対象となります) 。
- (4) 保険加入以前に製造・輸出された産業機械についても対象となります。

- (5) 被保険者が保険対象製品を海外で据付・修理・調整・メンテナンス等の作業をすることによって、作業完了後生じた第三者に対する賠償責任も対象とします。
- (6) 社団法人日本産業機械工業会が認定する次の産業機械とします。

ボイラ、原動機、鉱山機械、化学機械（パルプ・製紙機械を含む）環境装置、タンク、プラスチック加工機械、風水力機械、運搬機械、動力伝動装置、製鉄機械、業務用洗濯機、*エンジニアリング

*エンジニアリングとは、受託業務の結果、機械・設備あるいはこれらを組み合わせたプラント等として引渡される有体物を指し、役務のみの場合は対象となりません。

（注）別途認定を必要とされる製品がある場合は、工業会へお問い合わせ下さい。

3. 保険金をお支払いする場合

被保険者（記名被保険者・追加被保険者）が製造または仕入れて、海外に輸出した保険対象製品の欠陥に起因して偶然な事故が発生し、または記名被保険者が行った対象製品の設置・修理・メンテナンス作業の結果に起因して作業完了後に偶然な事故が発生し、購入者等他人に対して与えた身体障害や財物損壊によって法律上（示談・和解を含む）の賠償責任を負う場合に、被保険者が被る次の損害について保険金をお支払いします。

- (1) 法律上の賠償責任を負うことによって、被害者に支払うべき損害賠償金
- (2) 争訟解決のための費用
 - イ 裁判または損害賠償請求のために要した費用。例えば裁判費用、弁護士報酬、示談解決の費用等
 - ロ 裁判で要求されるボンドの保証料
 - ハ 訴訟の調査、防禦のため保険会社に協力するために被保険者が負担した費用で、保険会社が妥当と認める費用、交通費・通信費、1日25ドルまでの収入補償
- (3) 身体障害事故が発生した場合の応急手当費用
 - * 上記(1)(2)(3)の損害賠償金および費用については、てん補限度額の内枠払いとなります。
 - * 保険金が支払われた場合、保険金の求償権は保険会社が代位します。

4. 保険金をお支払いできない主な賠償責任または費用

- (1) 被保険者が製造、販売した保険対象製品自体の財物損壊
- (2) 被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に対する賠償責任
- (3) リコール措置(回収・交換・検査・修理等)に要した費用、およびこれに起因する賠償責任
- (4) 契約により加重された賠償責任
- (5) 懲罰的賠償責任、罰金、違約金
- (6) 原子力危険に起因する損害
- (7) アスベストス（石綿）に起因する賠償責任
- (8) 地震・噴火・津波に起因する損害
- (9) 履行遅延、不完全履行、または性能、水準等の不足・不適に起因する賠償責任
- (10) 突発かつ偶然でない汚染物質の排出、流出、漏出に起因する賠償責任

(1 1) 日付認識エラーによる損害

(1 2) 労働者災害補償法、失業保険法もしくは身体障害福祉法またはこれに類した法律によって課せられた責任 など

5 . 保険金の支払い基準 (P . 2 1 参照)

損害賠償請求ベース (Claims made basis) とします。

損害賠償請求の原因である身体障害または財物損壊が遡及日 (Retroactive Date : 海外 P L 保険に最初に加入された日) 以降に発生したもので、保険期間内に被保険者 (記名被保険者・追加被保険者) が損害賠償請求された場合に限り、保険金支払の対象となります。

6 . 保険期間

2 0 0 7 年 7 月 1 日 0 : 0 1 AM から 2 0 0 8 年 7 月 1 日 0 : 0 1 AM までの 1 年間

7 . 保険適用地域

日本を除く全世界

海外で身体障害、財物損壊事故が発生し、海外で提起されたクレームを対象とします。

8 . てん補限度額 (補償限度額) と最低保険料

身体障害、財物損壊事故共通のてん補限度額 (Combined Single Limit = C.S.L.) とします。

加入タイプは以下の通りです。

追加被保険者がある場合、てん補限度額は被保険者それぞれに適用されるのではなく全ての被保険者との共有となります。

基本保険料に割増保険料を加算した保険料と、以下の最低保険料のいずれか高い方を年間保険料とします

加入 タイプ	てん補限度額 (1 事故 / 保険期間中通算)	輸出仕向地別の最低保険料		
		北米	欧州・豪州	その他
型	US \$ 1 0 0 万	9 0 万円	5 0 万円	2 0 万円
型	US \$ 2 0 0 万	1 8 0 万円	1 0 0 万円	4 0 万円
型	US \$ 3 0 0 万	2 7 0 万円	1 5 0 万円	6 0 万円
型	US \$ 5 0 0 万	3 4 0 万円	2 0 0 万円	8 0 万円

* 輸出仕向地が重複する場合は、最も高い最低保険料を適用します。

北米、欧州・豪州、その他の範囲については下記となります。(外務省の区分による)

北米	アメリカ合衆国 (信託統治地域を含む)、カナダ
欧州	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、パチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
豪州	オーストラリア、ニュージーランド
その他	上記以外 (アジア、アフリカ、中南米諸国、太平洋の諸島国が該当)

直近1年間の北米向け輸出実績がなくても、過去5年間に北米向け輸出実績がある場合、最低保険料は北米を適用します（新規契約者に対して初年度のみ適用）。

発生場所および発生時間のいかなを問わず、1つの原因から発生する一連の身体障害または財物損壊を1事故とします。

保険の対象となる製品および作業が複数のグループに属する場合には、共通の一つのてん補限度額を設定していただきます。

9. 保険金支払い時における免責金額

なし

10. 保険料の算出基礎

把握可能な最近の会計年度の過去1年間の保険対象製品の輸出実績額（海外での設置、修理、メンテナンス等の作業に関わる売上実績がある場合はそれを含まず）を下記A・B・Cの各グループごとにご申告ください。基礎となる実績額が過少申告された場合は、保険の有効性を損ねる場合があります。

Aグループ

ボイラ・原動機・環境装置・風水力機械・動力伝動装置

Bグループ

鉱山機械・プラスチック加工機械・運搬機械・製鉄機械・業務用洗濯機

Cグループ

化学機械（パルプ・製紙機械を含む）・タンク・エンジニアリング

特定の製品のみを対象にすることや、一部の製品を除外することは出来ません。

保険料の額に関わらず、保険期間終了後の確定精算は行いません。

新規に輸出を開始し過去の実績がない場合に限り、初年度のみ向こう1年間の輸出見込額に基づき算出した保険料（暫定保険料）を加入申込時にお支払いいただき、保険期間終了後に過去1年間の輸出実績額に基づき算出された保険料（確定保険料）と暫定保険料との間で確定精算を行います。

11. 年間保険料例

グループ別・仕向地別の輸出実績額に規定の保険料率を乗じて算出します。

年間保険料の目安

Aグループのみの場合

てん補限度額：US\$100万（型）
輸出実績額：10億円（北米0億円、欧州・豪州5億円、その他5億円）
年間保険料：780,000円

Bグループのみの場合

てん補限度額：US\$200万（型）
輸出実績額：10億円（北米5億円、欧州・豪州5億円、その他0億円）
年間保険料：1,800,000円

Cグループのみの場合

てん補限度額：US \$ 300万（型）
輸出実績額：20億円（北米0億円、欧州・豪州0億円、その他20億円）
年間保険料：1,262,000円

複数グループの場合

てん補限度額：US \$ 100万（型）	
輸出実績額：10億円	（北米3億円（Aグループ） 欧州・豪州2億円（Bグループ） その他5億円（Cグループ））
年間保険料：944,950円	

保険料の見積りについては、P.18の「海外PL保険＜輸出品生産物賠償責任保険＞見積依頼書」をワールド保険代行㈱宛てに FAX にてお送りください。見積依頼書に添って見積書を作成します。

1.2. 追加被保険者

記名被保険者の出資比率が40%以上の国内製造協力会社

（記名被保険者に納入した保険対象製品のみによって生じた損害賠償を対象とします）

割増保険料（基本保険料の20%）が必要となります。

記名被保険者の出資比率が40%以上の国内販売会社

（記名被保険者が製造した保険対象製品を販売することで生じた損害賠償を対象とします）

割増保険料（基本保険料の10%）が必要になります。

記名被保険者の海外販売会社（Vendor） 出資比率を問いません。

（記名被保険者が製造した保険対象製品を販売することで生じた損害賠償を対象とします）

割増保険料（基本保険料の10%）が必要になります。

1.3. 保険料の支払方法

一括払いとします。事前に保険料支払いのご案内を送付させていただきますので、期日までに支払ってください。団体保険のため1社でもお支払いが遅れますと、他の会員会社に迷惑をかけることとなりますのでご注意ください。

1.4. 適用約款および特約条項

General Liability Policy Standard Provision

（一般賠償責任保険普通保険約款）

Products and Completed Operations Liability Insurance Coverage Part

（生産物及び完成作業賠償責任保険特別約款）

Additional Insured Endorsement（追加被保険者特約条項）

Additional Insured Endorsement（Vendors-Limited Form）

（追加被保険者特約条項・販売人 リミテッドフォーム）

Claims Made Basis Endorsement（損害賠償請求ベース特約条項）

Combined Single Limit Endorsement

	(共通てん補限度額特約条項)
Ultimate Net Loss Clause	(最終正味損害額支払特約条項)
Punitive Damages Exclusion / Earthquake Exclusion / Professional Services Exclusion	(懲罰的賠償金・地震損害・職業危険不担保特約条項)
Asbestos Exclusion	(アスベスト不担保特約条項)
Nuclear Energy Liability Exclusion (World Wide Form)	(原子力損害免責特約条項 - ワールドワイドフォーム)
Sistership Exclusion	(回収費用不担保特約条項)
Business Risk Exclusion	(性能保証免責特約条項)
Claim Series Clause	(クレームシリーズ特約条項)
Flat Premium Endorsement	(保険料確定特約条項)
Collective Insurance Clause	(共同保険に関する特約条項)
Date Information Recognition Exclusion	
	(日付認識エラー - 不担保特約条項)
Minimum Premium Endorsement	(最低保険料に関する特約条項)

15 . その他

中途加入の場合は、残余保険期間に対する月割保険料で加入することができます。
保険期間の途中で加入申込票の内容に変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。

国内 P L 保険 < 国内生産物賠償責任保険 > 見積依頼書

F A X : ワールド保険代行(株) 行 (0 3 - 3 2 7 3 - 6 5 8 8)

平成 1 9 年 月 日

会社/代表者名			
住所	〒		
部署役職/担当者			
E - M A I L	@		
T E L	()	F A X	()

以下の条件にて保険料の見積りを依頼いたします。

1. てん補限度額 (を記入 複数記入可)

型・3億円	型・5億円	型・10億円	型・15億円

2. 売上額について

把握可能な最近の会計年度過去1年間の年間売上額(据付・メンテナンスの売上含む)(決算 年 月)

Aグループ	百万円
Bグループ	百万円
Cグループ	百万円
総合計	百万円

3. 追加被保険者: 出資比率40%以上 (希望するものに を記入)

(1) 国内製造会社(製造協力会社)	
(2) 国内販売会社(販売会社)	

4. 任意加入オプション (希望するものに を記入)

オプション (引渡前の事故担保)	
オプション (財物損壊を伴わない使用不能損害担保)	
オプション (産業機械自体の損害担保)	
オプション (産業機械自体の範囲拡大担保)	
オプション (被害者治療費用担保)	
オプション (産業機械搬入時の設置工事中事故担保)	

オプション を希望する場合の、売上高に占める請負工事金額(作業費)の割合は %

上記にご記入いただいた事項は、国内 C G L 保険のお見積作成に利用させていただきます。なお、お見積り作成に必要な範囲内で、ご記入いただいた事項を三井住友海上および取扱代理店に提供することがありますので、ご同意の上ご記入下さい。

国内 P L 保険 < 国内生産物賠償責任保険 >

加入申込票

社団法人日本産業機械工業会 御中

平成 19 年 月 日

会社/代表者名 (記名被保険者)				印
住所				
部署役職/担当者				
E - M A I L	@			
T E L	()	F A X	()	

個人情報の取扱い (P . 2 5 に記載) に同意の上、以下の通り加入申込みします。

1 . てん補限度額 (加入するタイプに を記入)

型・3 億円	型・5 億円	型・10 億円	型・15 億円

2 . 売上額について

把握可能な最近の会計年度過去 1 年間の年間売上額 (据付・メンテナンスの売上含む) (決算 年 月)

A グループ	百万円
B グループ	百万円
C グループ	百万円
総 合 計	百万円

3 . 追加被保険者 : 出資比率 40 % 以上

(1) 国内製造会社 (製造協力会社)

追加被保険者を希望する	(希望するものに を記入)
追加被保険者を希望しない	

希望する場合は、会社名、出資比率をご記入ください。

(会社名を記入しきれない場合は別紙にてご記入のうえご提出下さい)

国内製造協力会社名	出資比率	住所

次項へ続く

前項からの続き

加入申込票

会員企業名 _____

(2) 国内販売会社 (販売会社)

追加被保険者を希望する		(希望するものに _____ を記入)
追加被保険者を希望しない		

希望する場合は、会社名、出資比率をご記入ください。

(会社名を記入しきれない場合は別紙にてご記入のうえご提出下さい)

国内販売会社名	出資比率	住所

4. 任意加入オプション (加入するものに _____ を記入)

	加入する	加入しない
オプション (引渡前の事故担保)		
オプション (財物損壊を伴わない使用不能損害担保)		
オプション (産業機械自体の損害担保)		
オプション (産業機械自体の範囲拡大担保)		
オプション (被害者治療費用担保)		
オプション (産業機械搬入時の設置工事中事故担保)		

オプション _____ に加入する場合の、売上高に占める請負工事金額 (作業費) の割合は %

5. 中途加入について (既に同種の保険に加入されている等の理由で、中途で加入される場合)

加入希望日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(注) この加入申込票 _____ は、保険証券と一体をなすものですので正確にご記入ください。

海外 P L 保険 < 輸出品生産物賠償責任保険 > 見積依頼書

F A X : ワールド保険代行(株) 行 (0 3 - 3 2 7 3 - 6 5 8 8)

2007 年 月 日

会社/代表者名 (和文)			
(英文)			
住 所 (和文)	〒		
(英文)			
部署役職/担当者			
E - M A I L	@		
T E L	()	F A X	()

以下の条件にて保険料の見積りを依頼いたします。

1 . てん補限度額 (を記入 複数記入可)

型 US\$100 万	型 US\$200 万	型 US\$300 万	型 US\$500 万

2 . 輸出額について

把握可能な最近の会計年度過去 1 年間の年間輸出額 (据付・メンテナンスの売上含む) (決算 年 月)

グループ別・仕向地別 輸出実績額	北米	欧州・豪州	その他
A グループ合計	百万円	百万円	百万円
B グループ合計	百万円	百万円	百万円
C グループ合計	百万円	百万円	百万円
総 合 計	百万円	百万円	百万円

新規の認定製品については、製品の内容、カタログ等を添付ください。

3 . 追加被保険者 : (希望するものに を記入)

国内製造会社 (出資比率 4 0 % 以上の製造協力会社)	
国内販売会社 (出資比率 4 0 % 以上の国内の販売会社)	
海外販売会社 (出資の有無は問わない)	

本票の他に、別途調査シートへの記入をお願いする場合があります。

上記にご記入いただいた事項は、国内 C G L 保険のお見積作成に利用させていただきます。なお、お見積り作成に必要な範囲内で、ご記入いただいた事項を三井住友海上および取扱代理店に提供することがありますので、ご同意の上ご記入下さい。

海外 P L 保険 < 輸出品生産物賠償責任保険 >

加入 申 込 票

社団法人日本産業機械工業会 御中

2007 年 月 日

会社/代表者名 (和文) (記名被保険者)			印
	(英文)		
住 所 (和文)	〒		
	(英文)		
部署役職/担当者			
E - M A I L	@		
TEL	()	FAX	()

個人情報の取扱い (P . 2 5 に記載) に同意の上、以下の通り加入申込みします。

1 . てん補限度額 (加入するタイプに を記入)

型 US\$100 万	型 US\$200 万	型 US\$300 万	型 US\$500 万

2 . 輸出額について

把握可能な最近の会計年度過去 1 年間の年間輸出額 (据付・メンテナンスの売上含む) (決算 年 月)

グループ別・仕向地別 輸出実績額	北米	欧州・豪州	その他
A グループ合計	百万円	百万円	百万円
B グループ合計	百万円	百万円	百万円
C グループ合計	百万円	百万円	百万円
総 合 計	百万円	百万円	百万円

次項に続く

前項からの続き

加 入 申 込 票

会員会社名 _____

3. 追加被保険者

国内製造協力会社（出資比率40%以上）

追加被保険者を希望する		（希望するものに _____ を記入）
追加被保険者を希望しない		

希望する場合は、会社名、出資比率をご記入ください。

（会社名を記入しきれない場合は別紙にてご記入のうえご提出下さい）

国内製造会社名（和文・英文）	出資比率	住所（和文）

国内販売会社（出資比率40%以上）

追加被保険者を希望する		（希望するものに _____ を記入）
追加被保険者を希望しない		

希望する場合は、会社名、出資比率をご記入ください。

国内販売会社名（和文・英文）	出資比率	住所（和文）

海外販売会社（出資の有無は問わない）

追加被保険者を希望する		（希望するものに _____ を記入）
追加被保険者を希望しない		

希望する場合は、会社名、出資比率をご記入ください。

海外販売会社名（英文）	出資比率	住所（英文）

（注）付保証明書（Certificate）が至急必要な場合はその旨ご連絡ください。

（注）この加入申込票 _____ は、保険証券と一体をなすものですので、正確にご記入ください。

参考資料1 保険金支払いの基準について

国内 P L

事故発生ベース

事故発生と損害賠償請求				事故発生ベース Occurrence basis
加入前	初年度	2年度目	継続なし	保険適用について
x				保険の対象外
	x			初年度証券で保険対応
	x			初年度証券で保険対応
		x		2年度目証券で保険対応

x : 事故の発生 (第三者の身体障害・財物損壊の発生)

: 損害賠償請求 (被害者から被保険者に対する損害賠償請求)

海外 P L

損害賠償請求ベース

事故発生と損害賠償請求				損害賠償請求ベース Claims made basis
加入前	初年度	2年度目	継続なし	保険適用について
x				保険の対象外
	x			初年度証券で保険対応
	x			2年度目証券で保険対応
		x		継続なしのため保険の対象外

x : 事故の発生 (第三者の身体障害・財物損壊の発生)

: 損害賠償請求 (被害者から被保険者に対する損害賠償請求)

参考資料 2 米国の出訴期限と法定責任期間

州名	不法行為に基づく 出訴期限		法定 責任期間	州名	不法行為に基づく 出訴期限		法定 責任期間
	人身損害	財物損害			人身損害	財物損害	
アイオワ	2年	5年		デラウェア	2年	2年	
アイダホ	2年	3年	10年	ニュージャージー	2年	6年	
アーカンソー	3年	3年		ニューハンプシャー	3年	3年	12年
アラスカ	2年	2年		ニューメキシコ	3年	4年	
アラバマ	2年	2年	10年	ニューヨーク	3年	3年	
アリゾナ	2年	2年	12年	ネブラスカ	2年	3年	
アリノイ	2年	5年	10～15年	ネバダ	4年	4年	10年
インディアナ	2年	2年	8～10年	ノースカロライナ	3年	3年	6年
ヴァージニア	2年	5年		ノースダコタ	6年	6年	10～11年
ヴァージモント	3年	3年		ハワイ	2年	2年	
ウィスコンシン	3年	6年		フロリダ	4年	4年	
ウェストヴァージニア	2年	2年		ペンシルバニア	2年	2年	
クラホマ	2年	2年		マサチューセッツ	3年	3年	
ルイジアナ	2年	2年		ミシガン	3年	3年	
オレゴン	2年	6年	8年	ミシシッピ	6年	6年	
カリフォルニア	1年	3年		ミズーリ	5年	5年	
カンザス	2～10年	2～10年	10年	ミネソタ	2年	6年	
ケンタッキー	1年	2年	5～8年	メイン	6年	6年	
コネカット	2～3年	2～3年	10年	マリランド	3年	3年	
コロラド	2年	2年	10年	モンタナ	3年	2年	
サウスカロライナ	3年	3年		ユタ	4年	3年	6～10年
サウスダコタ	3年	6年	6年	ルイジアナ	1年	1年	
ジョージア	2年	4年	10年	ロッドアイランド	3年	10年	10年
テキサス	2年	2年		ワイオミング	4年	4年	
テキサス	1年	3年	10年	ワシントン	3年	3年	

(出典 L&EC Products Liability)

*法定責任期間の空欄部分は、無制限に責任を科すことを意味しています。

クレームを受けた際の対応について

国内の事故

事故が発生した際には、次の手順で保険金請求手続きを行います。引受保険会社およびワールド保険代行は直接示談交渉並びに訴訟手続きを行うことは法律上できませんが、相談しながら手続きを進めていくこととなります。

事故の報告

事故が発生した場合には、直ちに次の項目についてワールド保険代行へ連絡してください。同時に被害物件の写真や現物の保存をお願いします。

- イ．事故発生の日時・場所
- ロ．被害者の住所・氏名及び被害物件
- ハ．事故の原因・状況等

事故の円満な解決のために、引受保険会社およびワールド保険代行より適切なアドバイスをいたします。

事故の解決

事故の解決にあたって最終的に被害者との間の協議(示談)においては、示談内容、金額については必ず保険会社の事前の了解を得てください。

保険金請求の手続

保険金請求は、保険金請求書兼事故状況説明書（被保険者の記名捺印が必要）とともに、次のような書類をそろえて、取扱代理店または引受保険会社へご提出いただくことになります。

< 共通 >

- イ．示談書 ロ．示談金領収書 ハ．事故証明書 ニ．事故原因立証書類・資料
- ホ．写真（損害・製品）

< 身体障害賠償の場合 >

- イ．診断書 ロ．(死亡の場合のみ)死亡診断書あるいは死体検案書
- ハ．(死亡の場合のみ)除籍謄本(抄本) ニ．治療費明細書
- ホ．休業証明書 ヘ．収入を証明する書類（源泉徴収票写など） など

< 財物損害賠償の場合 >

- イ．損害明細書 ロ．裏付けの立証資料 など

海外の事故

海外での事故は国内の事故とは異なり、それぞれの地域の特性に応じた対応が必要となります。特にアメリカにおいては事あるごとに訴訟提起という傾向が極めて強く、最初のスピーディーかつ適切な対応が、その後の事故のなりゆき、賠償金の額等を大きく左右します。

関係者への通知と応訴手配

クレームを受けた後、現地での必要な要因の手配（弁護士の選任等）をはじめ応訴手続きは引受保険会社が行いますので、ワールド保険代行を通じて迅速に連絡をいただくことが大切です。同時に社内での関連部署にクレームの発生を通知し、以後の対応について事前準備を行えるようにしておくことが重要です。

関連情報の収集

クレームが届いた際、その書面・訴状のみならず、その事故に関連するすべての情報を収集しておくことが重要です。法規部門のみならず技術部門・製造部門等すべての部門に何らかの情報が入っていないかどうかの確認も重要です。

対応体制の確認

引受保険会社において応訴手続きを行います。PLクレーム処理そのものが単に保険会社のみならず、当事者の多大な労力を要するものです。社内における対応体制を関係者間で確認しておく必要があります。

初期対応以降における展開のフォロー -

(具体的な初期対応例1) 訴訟ではなくクレームレターのためのケース

- ・ 保険会社(またはその代理人)よりクレームを出してきた相手方(外-マツ)に対してまず受け取ったことを確認するとともに、製品・事故内容についての詳細な情報を求める書状を出状します。また、同時に調査会社を使って現地へ行かせ、目撃者の証言や警察、労基監督署のレポートなどの情報を入手する等周辺調査を開始します。

(具体的な初期対応例2) 訴訟ではあるがたいへん些少なクレーム

- ・ 必ずしも弁護士をすぐに用意はせず、保険会社が原告代理人に連絡した後、出廷期間を延期させると同時に和解・示談の可能性を探ります。

(具体的な初期対応例3) かなり本格的な訴訟

- ・ 早急に必要な専門弁護士を選任した上で出廷し法的防御を開始します。まず、訴状の送達に適法性、ならびに現地ではたして裁判を受けねばならないのか否か(裁判管轄権)などの法的手続きの技術面の検討があり、専門弁護士の意見をもとにすすめていくこととなります。

初期対応以降の展開は、大筋は共通ですが部分的にはケースバイケースです。第一線で応訴していく所にはもちろん情報は多くなりますが、そのすべての情報が誰にでも必要といったものではなく、法技術的なものは弁護士判断でよい所も多くあります。当事者にとって必要な情報、保険会社にとって必要な情報など各々異なることもありえます。どのようにクレーム管理を行っていくかについては初期段階に当事者間で意思確認を行います。

ご注意いただきたいこと

ご契約にあたってのご注意

お支払いする保険金の額

被保険者（補償の対象者）様が被害者に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。したがって、被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払い対象とはなりません。

賠償事故の示談交渉のサービスは行いません。

賠償責任保険（除く海外生産物賠償責任保険）では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いません。万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するよう被保険者からのご相談に応じさせていただきます。

保険料はご契約と同時に支払ってください。

取扱代理店または三井住友海上が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は必ず期日までにお支払いください。

団体契約または他人のための契約について

被保険者（補償の対象者）が、ご加入申込人と異なる場合は、この書面に記載された内容のうち重要な事項を被保険者にもご説明ください。

保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて（平成18年4月現在）

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご加入者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、ご加入者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

ご契約の際には、加入申込票の記載内容を再度ご確認ください。加入申込票にご記入いただいた内容が事実と相違する場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約内容の変更の際には必ずご連絡願います。

ご契約後に下記の変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または三井住友海上にご通知ください。ご通知がない場合は、変

更に生じた損害については保険金をお支払いできないことがあります。

ご住所の変更など、保険証券（加入申込票を含みます）に記載された事項の変更

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険をご契約した時

万一事故が起こった場合の手続き

（国内生産物賠償責任保険の場合）事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または三井住友海上に次の事項をご連絡ください。

事故発生の日時・場所

被害者の住所・氏名

事故の状況・原因

損害賠償の請求を受けたときはその内容を記載した書面

取扱代理店または三井住友海上にご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。ご注意ください。

（輸出品生産物賠償責任保険の場合）損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに取扱代理店または三井住友海上に次の事項をご連絡ください。

損害賠償請求を最初に知ったときの状況

申し立てられている行為

原因となる事実

被保険者が、万一損害賠償請求を受けた場合には、原則として、三井住友海上のクレームエージェント、弁護士が防禦にあたります。ただし、一部の国（日本を含みます）については防禦できない場合があります。

示談交渉は必ず三井住友海上とご相談いただきながらおすすめてください。

なお、あらかじめ三井住友海上の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われたりした場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

その他

ご契約の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約条項によって定まります。約款・特約条項の詳細につきましては取扱代理店または三井住友海上までご照会ください。

保険金額等が外貨建となる契約では、通貨換算日の換算レートによって保険金の額が変動します。したがって、お支払する保険金の額が、お申込時における換算レートによって計算された保険金の額を下回ることがあります。

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務など代理業務を行っております。従いまして取扱代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この保険は社団法人日本産業機械工業会が保険契約者となる団体契約です。この団体賠償責任保険にご加入いただけるのは、社団法人日本産業機械工業会およびその団体会員の会員会社にかぎりです。

本保険契約本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、（社）日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

詳細については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）または各引受保険会社のホームページをご覧ください。